

# SkyPDFPro2 for MAGIC 購入申込書 (A)

## SkyPDFPro2 for MAGIC

| 種別     | 製品番号   | 製品名                          | ユーザ数 | 価格(税込) | 数量 | 金額 |
|--------|--------|------------------------------|------|--------|----|----|
| client | 615500 | SkyPDFPro2 for MAGIC クライアント版 | 1    | 3,045  |    |    |

## クライアント版 MAGICユーザ向けサポート(任意)

| 種別 | 製品番号    | 製品名               | タイプ | 価格(税込) | 数量 | 金額 |
|----|---------|-------------------|-----|--------|----|----|
| 保守 | 6108000 | クライアントサポート5インシデント | 年間  | 52,500 |    |    |

振込先  
三菱東京UFJ銀行 金山支店 普通1211029

合計金額

注文日 20 年 月 日

貴社名

お名前

印

部署

ご住所 〒

電話番号

FAX

e-mail

〒451-0021 名古屋市西区天塚町四丁目69番地 シヤチハタビル2階

ご購入手順

1. この用紙に必要事項をご記入の上、FAX(052-688-0567)へ送信します。
2. 上記振込先に代金を振り込みます。(振込手数料はお客様にてご負担ください)
3. 入金を確認され次第、ライセンス書をe-mail宛に送信いたします。

社内使用欄

|    |      |    |    |
|----|------|----|----|
| 出荷 | 入金確認 | 伝票 | 送信 |
|----|------|----|----|

株式会社マイクロリンク

TEL (052)-688-0521

FAX (052)-688-0567

# ライセンス使用許諾書

お客様（以下甲という）と株式会社マイクロリンク（以下乙という）は乙が甲に提供する商品に関し、以下の通り合意する。

## 第一条（使用許諾）

乙は、甲が本契約を承諾し遵守されることを条件として、本製品中のソフトウェア及び本製品に同包するソフトウェアに関するマニュアル書類（以下、「本ソフトウェア」）を日本国内で使用する権利を許諾するものとする。

甲は、本ソフトウェアを使用する権利を付与されたに過ぎず、本ソフトウェアに係る一切の権利を明示的又は黙示的に、付与されたものではないものとする。本ソフトウェアは、著作権及びその他の知的財産権に関する法律によって保護されており、乙は、いかなる時においても、本ソフトウェアに係る著作権及びその他の知的財産権を含む一切の権原、権利を保持するものとする。

## 第二条（契約期間）

本契約書は、甲がこのパッケージを開封した時、ダウンロード版の場合には、ライセンスコードを入手した時点から発行し、第六条の規定により解約されるまで有効とします。

## 第三条（使用条件）

甲は、本契約書および購入されたソフトウェアについて購入されたユーザ数の範囲内という条件で、本ソフトウェアを使用する権利を有するものとする。利用できるライセンス数については、製品それぞれ下記の通り別途定める。規定されたライセンス数を超過して使用することは一切認められないものとし、甲が規定されたライセンス数を超過して使用する場合は、甲は乙に対し、書面による通知および承諾を得た上で乙が別途定める料金、その他の条件に従うものとする。

【SkyPDFPro2 for MAGIC クライアント版】の場合

甲は、許諾プログラムを機械読取可能な形で購入したユーザ数まで特定のコンピュータシステムにインストールし、利用することができます。

【SkyPDFPro2 Server for MAGIC マルチスレッド版 サーバー版】の場合

甲は、許諾プログラムを機械読取可能な形で特定のライセンスで許可された CPU ソケット数をもつ 1 台のサーバーへインストールすることができます。

ライセンスがユーザ数ライセンスの場合、購入したユーザ数までの直接的または間接的に PDF ファイルの生成を指示を出す可能性のあるコンピュータシステムやその他デバイスから利用することができます。（ユーザ数ライセンスでは CPU ソケット数は 1 つに限定されます）

ライセンスが CPU 数の場合、購入したライセンスの CPU 数までの物理的 CPU ソケットを搭載した特定の 1 台のサーバーへインストールし、利用することができます。

【SkyPDFPro2 Server for MAGIC MetaFrame 対応版 サーバー版】の場合

甲は、許諾プログラムを機械読取可能な形で特定の 1 台のターミナルライセンスサーバーの配下の複数台の CPS へインストールし、購入した同時接続数までのコンピュータシステムで設定し、利用することができます。

#### 第四条（禁止事項）

本契約書で明示的に許諾されていない権利は、乙に帰属するものとする。甲は、本ソフトウェアを複製・販売・譲渡・配布・貸与・リース・変更・翻訳・リバースエンジニアリング、逆コンパイル・逆アセンブル・本ソフトウェアを元にした派生的なソフトウェアの作成などを行うことはできないものとする。また、第三者に対する本ソフトウェアの機能提供及び本ソフトウェアの機能を用いてサービスを提供することも同様とする。

#### 第五条（保証範囲）

乙は、本ソフトウェアが甲の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアの使用または使用不可による直接的または間接的、結果的な障害・損害に対して一切の責任を負わないものとする。これはあらかじめ乙が障害に関する情報を受け取っていた場合も同様とする。本ソフトウェアの利用者は、本ソフトウェアの選択、導入、使用、使用効果、品質、動作に係るすべてに対して責任を持つものとする。

#### 第六条（守秘義務）

甲は、本契約記載の内容及び本契約にて知り得た情報（本ソフトウェアのシリアル番号及びライセンスキー、サポートに関する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL）につき、乙への書面による承諾を得ることなく、第三者への開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとする。

但し、以下に定める各号に定める情報は、秘密情報には含まれないものとする。

- (1) 情報開示者から開示もしくは提供を受けた時に既に公知の情報または情報開示者から開示もしくは提供を受けた後に情報受領者の責によらずに公知となった情報
- (2) 開示の時点で情報受領者が既に適法に保有していた情報
- (3) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者により守秘義務を負うことなしに情報受領者が入手した情報
- (4) 法令により開示することが義務付けられた情報

#### 第七条（契約の解除）

1. 甲が、本契約のいずれかの条項に違反した場合、または著作権その他の知的財産権を侵害した場合には、乙は直ちに本契約を解除し、甲の使用権を終了させることができるものとする。
2. 本契約が終了または解除された場合、本ソフトウェアを甲の負担で速やかに破棄するものとする。（乙による指示又は通知があればこれに従うものとする。）

#### 第八条（その他）

本契約書は、甲と乙との間にかかわされる契約であり、ライセンス使用許諾について以前にかかわされた契約やインストール時に表示される使用許諾諸の合意や文書や口頭での合意に取って代わるものとする。この契約に係る条項は日本国の法律に準拠するものとする。いずれかの契約者が他方の契約者に対して法的訴訟等を行う場合、東京地方裁判所のみを専属的に第一審の管轄裁判所とする。

株式会社マイクロリンク

# 製品保守契約書（クライアント版用）

保守契約書 No. 0000000000

\_\_\_\_\_（以下甲という）と株式会社マイクロリンク（以下乙という）は甲乙間にて締結した「ライセンス使用許諾書」及び別紙「保守対象製品」に基づく製品の保守・サポートサービスに関して、以下の通り合意する。（以下、「本契約」）

## 第一条（対象）

本契約により乙の保守の対象となる製品は、別紙「保守対象製品」（以下、「本件製品」）に記載された製品を示す。

## 第二条（内容）

本契約は、乙が指示する環境にて甲が使用することを前提として、乙は以下のサポートサービスを提供するものとする。

1 本件製品についてのセットアップ及び基本操作方法に関する問題解消のための技術上の助言ならびに乙の製品仕様に起因する不具合が判明した場合の修復。但し、甲が「製品保守契約申込書」（以下、「本契約申込書」）にて申告した担当者からの問合せのみを受け付けるものとする。

2 乙からの回答は、E-Mailを原則とし、場合により乙が適当と判断する方法で回答を行うものとする。

3 甲の依頼に基づき、出張による助言、確認、対処などを行う場合、乙は甲に対し、かかる費用を別途請求できるものとする。請求する金額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

4 サポートサービスの受付時間は、乙の規定する就業時間内とする

5 サポートサービスは、日本国内からの問合せに対してのみ提供されるものとし、また、日本語において実施されるものとする。

## 第三条（契約期間）

1 本契約の契約期間は購入されたインシデントが消費されるまでか1年間のどちらか短い方とする。

2 本件製品の改訂版を乙より甲が入手し、使用中の本件製品を改訂版にアップグレードした場合、アップグレード前の本件製品の使用权は終了するものとし、アップグレード後の保守の対象は改訂版のみとなるものとします。但し、この場合でも前項の保守契約開始日は変更されないものとする。

## 第四条（保守料）

保守料は、「本件製品」に定めた金額を当該契約書締結月の翌月末現金一括にて支払うものとする。

## 第五条（契約の解除）

1 以下に定める内容に該当する場合、乙は本契約を甲に通知なしに直ちに解除できるものとする。また、乙に対する未払い債務がある場合、直ちに全額を支払うものとする。

(1) 甲が本契約の条項に違反し、乙から甲に対し、文書による是正催告にも関わらず当該違反を是正しない場合

(2) 甲について差押さえ、仮差押え、仮処分等の甲の経済状態が悪化した場合

(3) 甲について解散、破産、民事再生、会社更正、会社整理等の債務者救済に関する法令に基づく申し立てがなされた場合

2 乙は、解約に際して、甲の権利の残存の有無に関わらず甲に対して金銭の支払いは行わないものとする。

## 第六条（保証）

1 乙は、本契約のもとで提供される技術情報サービスにより甲の問題が解決されることおよび報告されたエラーについて解決することに最善の努力を行うものとする。ただし、甲の問題がすべて解決されることを保証するものではないものとする。

2 乙は、法定の瑕疵担保責任を含め、前1項で示す内容が保証のすべてであるものとする。

## 第七条（義務）

1 甲は、「本契約申込書」で申告した登録内容に変化が生じた場合（担当者変更、住所変更、社名変更等）すみやかに乙に通知するものとする。

2 甲はサポートサービスを受ける権利をいかなる理由においても販売、譲渡、貸与することはできないものとする。

## 第八条（責任の制限）

乙が、本約款及び本約款に従ったサポートサービスの提供に関して甲に対して負担する責任は、甲が実際に乙に支払った金額を限度とする。いかなる場合においても、乙は、本件製品の瑕疵等及びサポートサービスにより生じた直接的、波及的

な損害に対し、一切責任を負わないものとする。

#### 第九条（情報等の帰属）

本契約のもとに乙から甲に提供される情報、及びこれにかかるノウハウ等は乙に帰属するものとし、乙は、これらを甲の承認なしに使用、変更、販売などを行うことができるものとする。

#### 第十条（機密保持）

甲は、乙の技術及び営業の機密情報の開示を受けた場合、本件製品を用いた使用以外の他の目的への転用は一切行わないものとします。また、機密情報を第三者に開示・漏洩しないものとする。

#### 第十一条（内容の変更）

乙は、1ヶ月以上前に甲に書面で通知することにより、本契約の条項を任意に変更できるものとし、かかる通知受領後に甲がサポートサービスを利用した場合、甲はかかる変更の合意をしたものとみなされます。

#### 第十二条（合意管轄、準拠法等）

1 本契約に基づくサポートサービスの履行に際して、甲と乙の間に係争が発生し、訴訟による解決の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 本契約は日本国の法律に準拠し解決されるものとする。

#### 第十三条（完全なる合意）

本契約は、甲と乙の間でサポートサービスに関する全ての合意を構成するものであって、これまでに行った表明、討論、交渉、合意の全てに取ってかわるものとします。

#### 第十四条（その他）

本契約書について記載なき事項および疑義ある場合は、甲乙双方で、誠意をもって協議の上円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

（甲）

（乙） 〒460 - 0022 名古屋市中区金山5-11-6  
名古屋ソフトウェアセンタービル4F  
株式会社マイクロリンク  
代表取締役 久野尚博